

「一般質問 原稿」(平成26年2月議会)

大津市議会議員
みんなの党大津 藤井哲也

【平成26年度予算案における低所得者対策について】

長らく続いた景気低迷もようやく回復の兆しが見え始めてきた。これは安倍内閣による、いわゆる3本の矢のうち、1本目の「大胆な金融緩和」、2本目の「機動的な財政政策」が一定、奏功していることが背景にある。

しかしながら、今後、安倍政権の行く先にはいくつかの乗り越えるべき課題がある。

一つ目は3本の矢の3本目「規制改革による成長戦略」が果たして実行できるかどうか。農協や医師団体、電力会社といった自民党の支持基盤に対して規制改革の大なたを振り、分厚い岩盤を砕き、これまで守られてきた業界に風穴を開けることで、民間投資を促進し、あらたな需要を創出することができるかどうか、二つ目は外交関係及び TPP の問題であり、三つ目が消費税増税による景気の下振れリスクをいかに抑制するかという問題であり、増税後、本年秋にかけて日本経済は正念場を迎えることになる。

今回の一般質問では、4月から行われる消費税増税による市民への影響緩和に関する問題から行いたい。

今から1ヶ月後の4月から、消費税が3%上がり、8%になる。各種世論調査によれば、4月以後買い控えが起きるのはほぼ確実で、これに伴い株価などの景気指標が下落することは確実である。安倍政権を民意が支えている要素としては、好景気によるものが大きく、景気の下振れを防ぐために、5.5兆円に上る財政出動を今年9月までに、その9割を消化するよう全国の自治体に数値目標が設けられたところである。

現在ではその効果が限定的となっているケインズの公共投資に多額の国税が使われること自体に問題はあがるが、さらに言うなれば人件費と資材の高騰により、今回の公共投資中心による経済対策は不発に終わる可能性が高い。おそらく市民生活は好転しないまま、税金だけが重くなる事態となってしまう。

本来であれば第3の矢である「規制改革による成長戦略」が、矢継ぎ早に出されて、経済成長を促進するため法人税を中心とした特別減税がなされなければならないはずだが、現在のところその実現の期待は薄い。

今秋にも景気後退が十分想定される状況から、消費税増税が市民生活に与える影響、特にその逆進性の問題からも低所得者層に対するセーフティネット対策が重要となってくるのは言うまでもない。

国においても、この点は一定考慮しており、今回の当初予算でも盛り込まれている非課税世帯に対する「臨時福祉給付金」(年間1万円、上限1万5千円)や子育て世帯に対する「臨時特例給付金」(年1万円)といったものがある。

しかしながら、課税世帯のなかでも年収200万円や300万円といった低所得者層は若年層を中心に相当程度おり、そうした層は消費税増税により最も「割を食う人たち」だと言える。

確かにアベノミクス効果により世間的には景気があがっているのは確かだが、実は昨年1年間の「実質賃金」（従業員に支払われた賃金額をその時点の消費者物価で除して算定した賃金）は、前年比で0.5%低下しており、物価上昇のスピードに労働者の賃金上昇が追い付いていない状態だと言える。つまり、経済成長はしているが国民・市民の生活は相対的に悪化していると言い換えられる。

また、消費増税に伴う物価上昇は2%程度とされており、2%のインフレターゲットを合わせると年間4%程度も物価が上がるとされている。このまま賃金が上がらない状態が続けば、家計における可処分所得の大幅な減少が避けられない事態となる。

私は、税金は貧しい人への再配分または、未来への投資といったために、市民及び法人から徴収されるものと基本的に考えており、そうした当たり前の観点から、大津市が消費税増税によって得た増収分は低所得者へのセーフティネット及び、未来の若者や子供たちへの投資に限定して活用をすべきだと考える。

●消費税増税によって本市が得られる真水の増収額について

そこです、平成26年度の大津市当初予算案では、新たな再配分のための原資となる「消費税増税によるいわゆる“真水部分”の増収額はどの程度となるのか」を伺う。

●消費税増税によって得られる増収分の使途に関する基本的な考え方について

ところで、今回の当初予算に対する私の所感は、「喫緊の課題となる、低所得者層に対する支援、貧困格差解消において、本市独自の新たな予算措置はほとんどなされていない」というものである。

確かに未来の子供たちに対する英語教育の充実は重要ではある。しかし喫緊の課題として、具体的に挙げるならば年収200万、300万円以下の低所得者層に対する政策は不十分だと言わざるを得ない。

毎朝8時から夜の11時、12時まで働いている友人もたくさんいる。市長の周りにもおそらくいると思う。それでも若年層の収入は低く抑えられており、年収200、300万円というのがザラである。そうした人たちはギリギリの生活を送っており、これ以上の可処分所得の減少はQOLを低下させ、食や医療などにかかる支出を減らさざるを得ず、健康を大きく損なう要素となりうる重要な問題だと認識している。

もし私自身が予算編成を行うとするならば、相対的に高い職員給与の2割カットをそのまま継続し、議会もこれに協力し、そうして得た財源と財政調整基金の一部を国民健康保険事業会計に追加繰り入れをして、低所得者の保険料の激変緩和したり、または新規雇用創出を行った市内事業者に対し新たな奨励金制度を時限的に設置したり、もしくは「積極的調整政策(PAP)」の観点から若者の新規雇用創出を行うため、介護事業者などへの事業補助を拡充し、介護福祉就職フェアなどを企画して、根本的に産業構造を見直す初年度にするなど検討すべきではないかと考える。

残念ながら、本市の消費税増税によって得られる増収分の使途について、私には明確なポリシーを見出すことはできていない。ガラガラボンで寄せ集めてきた財源を、「子育て支援」や「観光振興」など4分野に重点配分しており、本来の徴税の目的である「富の再配分」という、弱者や貧困格差の解消といった政策については、おざなりにされているように感じるものである。

については、本市の消費税増税によって得られる増収分の使途に関し、どのような基本的な考え方をもっているのかを問う。

●本市独自の低所得者対策について

また、平成 26 年度予算案で、本市は新たにどのような低所得者対策を独自に措置しているのか、その事業内容と予算額を問う。

【市長の政治姿勢と発言について】(分割質問)

越市長の政治姿勢やこれまでの発言について、以下質問をする。

●市長マニフェストの進捗率に関する発言について

市長マニフェストの進捗率について、先の定例記者会見で市長は約80%と発言した。

しかしながら、私が調査したところ、平成24年に公表された「マニフェストロードマップ」と、この1月に発表された「マニフェストロードマップ2年目進捗」では、当初設定されていた目標の先送りや、削除などの改竄が随所に行われており、進捗率が高く見えるように偽装している事実が分かった。

例えば以前の「マニフェストロードマップ」では「中小企業振興戦略の策定と実行」について、平成24年度中に「策定」を終わらせ平成 25 年度から実施と記載があるが、この度の「ロードマップ」では平成 24 年度から平成 27 年度までずっと「検討と策定」をするという記載に改竄されている。

もし市職員が、人事評価でS評価を取りたいため、自分の都合のいいように当初立てていた目標を改竄し、進捗率を高めたならば、市長はこれを許すのだろうか？市長がやっているのは正にそれと同じことだと言える。

私が幾人かの議員にその妥当性を評価して頂きながら、第三者視点で進捗率をはかったところ、約65%であり、市長のそれとは15ポイントの乖離があった。

この偽装された評価をもって、市民や社会への発信力が高い報道機関に対して発表することは許されない問題であり、高い倫理意識を持つべき政治家、とりわけ 5000 人の職員に対して倫理意識の向上を声高に唱える行政の長がとってはならない言動である。

私は社会的問題となった食材偽装問題と、今回の市長マニフェスト進捗率評価の問題は通底するものがあるように感じている。

①そこで、市民に偽装した情報を流したことに対して謝罪をし、進捗率を訂正すべきと考えるが、市長の見解を問う。

②また、市職員が人事評価において、当初立てていた目標を途中で変更し、評価を高くしようとするのであれば、これを許すのか市長の見解を伺う。

●市長ら常勤特別職の地域手当見直しに関する発言・検討について

市長が「特別職は報酬審議会において地域の実情を踏まえて報酬が決定されているため、さらに地域手当を加える必要性がないと思っている。こういうものはやめていくべきだと思っている。」と行政改革プロジェクト会

議で発言してから2回目の春を迎える。

昨年2月議会でも私から地域手当の廃止時期について質問を行ったがその際の市長の答弁は「しかるべき時期に見直したい」とのことだった。

そもそも常勤特別職の報酬は地域性を踏まえた上で、特別職報酬等審議会で審議され、答申を受けて決定されているものであり、地域手当を支給することは、実質的な地域性を考慮した報酬の二重取りと考えられる。このことは市長自身も述べている。

なるほど、中核市で常勤特別職に地域手当を支給しているのは、42都市中16都市、38%にとどまっており、地域ごとに指定されている支給割合より引き下げて支払っているのは16都市中4都市であり、満額支払っているのは大津市を含めて12都市で全体の28%に過ぎない。

議会答弁から1年が経過し十分に検討する時間もあつた。政治家は私が申すまでもなく言ったことは守らなければならない。そうでなければ発言に信用性がなくなる。

そこで以下伺う。

- ①今回、平成 26 年度予算ではその見直しが反映されていない。見直すのに障害になっている事柄があるのならば、それも明確にした上で、なぜ見直しができていないのか、その理由を問う。
- ②いつ見直しを行うのかを問う。
- ③政治家である市長に対して申し上げるのは、甚だ心苦しいが、市長自ら見直しの決断をできないのであれば、来年度開催予定の「特別職報酬等審議会」への諮問事項にすることも可能だと考えるが見解を問う。

【大津市民病院の民営化について】(分割質問)

●市民病院のあり方庁内検討会議について

市民病院の医療の質、サービスの質に関して幾人かの市民から苦情を受けたのを契機として、最近 市民病院の財政状況や、今後の課題を分析していると、民営化も検討すべきだとの考えをするにいたつた。

そのため、市民病院の民営化に関する議論を行うべく準備を進めていたところ、今月 2 月7日に「市民病院のあり方庁内検討会議」が設置・開催されたと仄聞した。

私としては、行政でなければ公的な地域医療ができないとは考えられず、地域医療の質向上のためにも、このままではじり貧に陥りかねない市民病院の経営に、民間資本やサービスを積極的に導入していくべきだと考えている。

そのため、「公設民営方式の導入」だけに限らず、地域医療のあり方をゼロベースで見直すために、近隣の大学などの医学部設置構想を踏まえた資本受入れによる「共同運営方式」の導入や、または既存の医療法人への地域医療を担うことを譲渡条件にする移譲も含めて検討していく必要があると考える。

については、現在どのような議論を庁内会議で行っているのかを伺う。

●具体的に検討するための基礎調査について

また、庁内検討会議では7月頃に検討結果を出す聞き及ぶ。

その後はおそらく有識者によって構成される附属機関を設置することになると想定している。

しかしながら、なんの基礎資料もないまま附属機関を設置しても、十分な議論は行われないものとなり、単に世間を騒がせるだけ騒がせた無意味な「ガス事業のあり方検討」と同じ轍を踏むことになるのではないかと。

については、具体的なあり方検討を進める前に、「現在の経営状況(市税の繰り入れ状況など)を明らかにした上で市民アンケート」や、「公設民営などのパターンごとの財務シミュレーション評価」を委託実施し基礎資料に据えるべきと考えるが、これに関して見解を伺う。

【ごみ処理体制及び、環境美化センターについて】(分割質問)

●ごみ処理体制変更に伴う経済メリット算定の条件について

市長は先の記者会見で行政改革の進捗率を高めた要因として、ごみ処理施設体制を3か所から2か所に改めたことも取り上げた。それ自体は否定しないが、当初から市が検討した結果には恣意性が高いと指摘しており、今回、市長マニフェストの進捗率評価が、あまりにも恣意的であり、パフォーマンスも過ぎると考えたため、本件もこの際、その正当性を論じるため、取り上げたいと思う。

市が作成した報告書によると3か所から、北部と中部の2か所にするることによる経済メリットは今後20年間の維持管理コストを含めて約90億円と試算している。(報告書 P35) また、この経済メリットは、30年間の運用シミュレーションにおいてもさほど変わらない。

しかし、経済メリットが最大となるように都合よく修正した、敷地面積やリサイクル施設数などの前提条件を直し、改めて私が独自計算し、また複数の専門家による妥当性評価を得た結果、経済メリットは約70億円となった。

市は約20億円分サバを読み、成果を過大に見せようとしている。

なぜ経済メリット算出における前提条件として、ケース毎の敷地面積を均一にしなかったのか、そしてリサイクル施設を当初予定されていた2か所ではなく3か所で計算したのか、その根拠を問う。

●環境美化センター改築について

現在、環境美化センターの老朽化に伴う改築のため、環境影響評価実施に向けた手続きが進められている。

その一環で私は、昨年8月29日に、環境影響評価方法書に対する疑問点をまとめ、意見書として県に提出した。そして11月29日に滋賀県知事から本市に対し、そうした意見も踏まえて、「工事車両の進入計画並びに事業場敷地内のごみ搬入車両及び工事車両の走行ルートを明らかにすること。」や、「プールへの余熱利用の有無などを明確にした上で、発電量を算出し明示すること。」など多数の意見が出されたものである。

特に私としても、現在懸案となっている「安定的なごみ処理」を堅持していくために、環境美化センターの改築が順調に進むことを望むものであるが、果たして本当にうまく進むのか心配をしている。

については、「富士見市民温水プールと市直営収集基地(車庫)」の立地をいつまでに決定する予定なのかを明確にした上で、環境影響評価の準備書作成に向けたスケジュールを問う。

●焼却炉保守点検業者に対する損害賠償請求の検討状況について

先の 1 月議会で、多額の改修費やごみ市外搬出費を計上せざるを得なくなった原因とも言える、ズサンな定期保守点検の可能性について指摘を行い、委託業者に対する損害賠償請求の必要性を問うた。

本市答弁は、「損害賠償請求については今後弁護士とも相談の上、検討していきたい」というものであった。その後の検討の状況についてどのように進めているのかを伺う。

【教育振興基本計画について】(分割質問)

●教育振興基本計画策定プロセスについて

平成 26 年度中に今後 5 年間の教育振興基本計画を策定することになっている。

これに関し、今から1年ほど前の平成 24 年 12 月議会で私は、「教育振興基本計画を市長と教育委員会との協議を経て、議会が議決するというプロセスを導入すべき」と提案した。これはより市民の声を反映させるために二元代表制の下、市長とは違うもう一方の市民の代弁者である議会での議決を経ることが重要だと述べたものである。

その際、市長からは『市長が「教育振興基本計画策定委員会」を設置し、市民から広く意見をいただくことを目的に、公募の委員や学識経験者、市民団体の代表として選出された委員等で構成し、必要な事項について協議し、報告をいただいているところであり、直ちに議会議決については考えてはいないが、教育行政に市民の多様なニーズを反映させる施策については引き続き検討していく。』とする答弁があった。

それから約1年後の現在、平成26年度当初予算において策定に関する予算案が提出されるにいった。しかし今回設置予定の附属機関は前回の「策定委員会」とは異なり、「策定懇話会」と名称変更となっており、その諮問内容や位置づけが不明確であること、また市民アンケートをどのように反映させるのかも明らかにされておらず、更には議会議決の必要性及び議会との協議の時期等についても、ほとんど決まっていない状況である。

ついては、

- ① 「策定懇話会」への諮問内容は具体的にどのようなものか？前回の「策定委員会」と位置付けはどう違うのか？
- ② 市民へのアンケート実施時期及び、計画への反映はどのように行うのか？
- ③ 議会との協議内容とその時期、また協議内容を計画にどのように反映するのか？

以上3点を明らかにした上で、計画策定のプロセスを伺う。

以上